

令和6年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 令和6年6月18日（火）
2. 招集の場所 可児市役所議会全員協議会室
3. 開 会 令和6年6月18日 午前8時58分 委員長宣告
4. 審査事項
 1. 付託案件
 - (1)議案第44号 令和6年度可児市一般会計補正予算（第1号）について
 - (2)議案第45号 令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について
 2. 協議事項
 - (1)次期委員会への引継ぎ事項について
 3. 報告事項
 - (1)定期監査・出納検査について
 4. その他

5. 出席委員（19名）

委員長	山田喜弘	副委員長	天羽良明
委員	林則夫	委員	亀谷光
委員	富田牧子	委員	伊藤健二
委員	川合敏己	委員	野呂和久
委員	酒井正司	委員	伊藤壽
委員	板津博之	委員	高木将延
委員	渡辺仁美	委員	奥村新五
委員	松尾和樹	委員	田口豊和
委員	酒向さやか	委員	前川一平
委員	田上元一		

6. 欠席委員（1名）

委員 大平伸二

7. その他出席した者

議長 澤野伸 監査委員 川上文浩

8. 説明のため出席した者の職氏名

市政企画部長 渡辺勝彦 経済交流部長 小池祐功

福祉部長	河地直樹	こども健康部長	大杉美穂
建設部長	只腰篤樹	教育委員会事務局長	飯田晋司
財政課長	西垣義博	人事課長	土田裕明
企業誘致課長	原文政	福祉支援課長	金子浩
保育課長	可児浩之	健康増進課長	佐橋紀康
土木課長	松本幸太郎	学校給食センター所長	水野伸治

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木賢司	議会総務課長	佐藤一洋
議会事務局 書記	中水麻以	議会事務局 書記	今枝明日香

○委員長（山田喜弘君） 皆さん、おはようございます。

定刻前ですけれども、出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を開会します。

なお、大平委員から欠席の届出が出ておりますので、よろしく申し上げます。

これより議事に入ります。

議案第44号 令和6年度可児市一般会計補正予算（第1号）及び議案第45号 令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

初めに、議案第44号及び議案第45号の説明を受けた後、一括で質疑、討論を行い、採決をそれぞれ行います。

発言される方は挙手をしていただき、委員長の許可を得てから発言するようにしてください。

これより、議案第44号 令和6年度可児市一般会計補正予算（第1号）及び議案第45号 令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

執行部の方、御自身の所属を名のってから順に説明をお願いします。

○財政課長（西垣義博君） 議案第44号並びに第45号につきまして説明いたします。

なお、議案第44号 令和6年度可児市一般会計補正予算（第1号）については、総括並びに歳入の内容については財政課から、歳出及び債務負担行為の内容については各担当課からの説明とさせていただきます。

また、議案第45号 令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出の内容をいずれも担当課から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、資料番号2. 令和6年度可児市補正予算書により順次説明いたします。

1ページをお願いします。

一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億3,000万円を追加するとともに、債務負担行為の追加設定、そして歳出予算事業の財源となる地方債の補正を行うものです。

2ページから5ページの内容については、本会議において、市政企画部長からの概要説明と重複いたしますので割愛し、後ほどそれぞれ詳細を説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

歳入の詳細を説明いたします。

まず、款15国庫支出金です。

項1国庫負担金には、児童手当負担金1億8,970万円を追加します。

これは、制度改正に伴い拡充される児童手当の扶助費の増額に対応するものです。

次に、項2 国庫補助金は3項目です。

児童手当の制度改正に対応する事務費に充てる子ども・子育て支援交付金300万円、新型コロナウイルスの定期接種に要する経費に充てる新型コロナウイルス予防接種助成金1億2,035万円、市道の舗装工事等に要する経費に充てる防災・安全交付金6,770万円を追加します。

次に、款16 県支出金です。

項1 県負担金に児童手当負担金4,065万円を追加します。こちらも先ほどの国庫負担金と同様、制度改正に伴い拡充される児童手当の扶助費の増額に対応するものです。

国庫支出金、県支出金はいずれも歳出予算の補正内容に係る特定財源となりますので、後ほど歳出予算の補正内容と併せて詳細を説明いたします。

続いて、款19 繰入金です。

こちらは、今回の補正予算（案）における財源調整として、財政調整基金繰入金を1億5,300万円追加するものです。

なお、今回の基金繰入金の追加により、財政調整基金の年度末残高は83億83万6,000円となる見通しです。

最後に9 ページ、款22 市債です。

先ほど御説明いたしました国庫支出金の防災・安全交付金と、後ほど御説明いたします市道の舗装工事等の追加に関連し、財源に充てております市道改良事業債について5,560万円を追加するものです。

なお、補正予算（案）に基づく市債の年度末現在高見込額につきましては、14ページに掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

歳入の説明は以上となります。

続いて、歳出について各担当課から説明いたします。

資料番号3. 令和6年度6月補正予算の概要を御覧ください。

○人事課長（土田裕明君） 補正予算の概要の1 ページをお願いします。

人事管理一般経費となります。

今回の補正予算は、普通旅費と委託料の2点となります。

まず1点目、普通旅費についてです。

能登半島地震に係る職員派遣について、令和6年1月から実施しております。

これまで職員58名、延べ派遣日数にしますと317日派遣を行ってまいりました。派遣が今後も見込まれ、旅費120万円を増額しております。

2点目、委託料についてです。

人事給与システムについて、児童扶養手当拡充及び定額減税に伴うシステム改修を行い、委託料180万円を増額します。以上となります。

○福祉支援課長（金子 浩君） 児童手当事業です。

先日、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されまして、児童手当制度が

改正することになりましたが、それに伴い必要となる扶助費等について、合計で2億7,400万円の増額の補正をお願いするものです。

それでは、改正の概要を説明いたしますので、補足でお配りしております委員会資料の2ページのほうを御覧ください。

改正前と改正後が分かるように表にしてありますので、そちらのほうを御覧ください。

まず1つ目は、支給対象について。

これまでは中学校修了までの児童を扶養している方としておりましたが、改正後は高校生世代までの児童を養育している方へ拡大されます。

2つ目は、所得制限について。

これまでは所得制限により一定所得以上は支給されない、または減額して支給される場合がありましたが、これを撤廃し、支給対象者全員に手当の金額の制限なしに支給されることとなりました。

3つ目は、手当の月額について。

新たに高校生世代が対象となり、1万円の支給になったほか、これまで第3子以降に増額となる多子加算は3歳から小学生までに限られていましたが、全ての年代においてこの多子加算が適用され、金額も3万円に増額されました。

4つ目は、多子加算のカウント方法について。

これまでは長子の対象を18歳まで、高校生世代までとしておりましたが、22歳まで、大学生世代まで拡大されました。

例えば、一番上が大学生、2番目が高校生、3番目が中学生の3人兄弟の場合、3番目の中学生については、これまでは高校生の兄から数えるため第2子となっておりますが、改正後は大学生の兄から数えることになるため、第3子となります。このように多子世帯は手当が加算されやすくなりました。

5つ目は、手当の支払い回数について。

これまでは年3回としていたところを、改正後は年6回と支給のタイミングが増やされることとなりました。

以上の改正内容は10月分の手当から適用され、12月の支給から反映されます。

今回の補正予算額2億7,400万円の内訳として、所得制限の撤廃、支給対象児童が高校生まで拡大されること、多子加算の対象者が増えることなどにより、今年度中に支払う10月から来年1月までの4か月分の手当の増額分として2億7,100万円を見込みました。

手当分の財源については、特定財源として国・県の負担金合わせて2億3,035万円を見込んでおります。

また、事務費としてシステム改修委託料250万円のほか、通信運搬費等を合わせて300万円を見込み、全額が国の補助対象となります。

今後のスケジュールですが、議決をいただきましたら、早速、システム改修や印刷物の作成に取りかかります。

7月下旬以降に支給対象児童がいる世帯へ制度改正の案内を行うとともに、申請受付等を開始し、12月の支払いを万全にしたいと考えております。以上です。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 予防接種事業です。

令和6年2月21日、議会全員協議会において説明させていただいた令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について、ワクチン価格や国からの助成金支給等の情報提供がありました。これを受けて、令和6年度秋から定期接種が実施できるように予算措置をするものです。歳出の補正額は2億300万円です。

主な内訳は、医療機関において接種業務を実施してもらうための委託料1億9,600万円、案内はがき等を送るための通信運搬費300万円になります。

まず、委託料の詳細について説明させていただきます。

配付資料の3ページを御覧ください。

厚生労働省の令和6年3月15日付自治体説明会資料において、接種費用は1万5,300円程度の見込み、国からの助成金単価は8,300円とありました。実質の費用は7,000円となります。

接種者の本人負担を設定するに当たっては、この3ページの下のほうを御覧ください。

これまでも実質費用の3割程度としていることから、7,000円の3割程度の2,000円としています。接種人数は、65歳以上の市民2万9,000人に対し接種率50%と見込み、1万4,500人分の経費を確保します。

これまで全額公費であった新型コロナワクチンの65歳以上の接種率が約6割であったということから、本人負担が発生することにより接種者は減少するということを想定して、接種率を50%としています。よって、委託料の積算は、1件当たり接種費用1万5,300円に管理指導料220円を足して、本人負担窓口で支払う2,000円を差し引いた1万3,520円に接種人数の1万4,500人を掛けた1億9,600万円となっております。

なお、補正額の財源内訳は、保健衛生費国庫補助金が1億2,035万円となっております。国からの助成金8,300円に接種人数の1万4,500人を掛けた金額となっております。以上となります。

○土木課長（松本幸太郎君） 資料番号3、補正予算の概要2ページを御覧ください。

道路維持事業です。

虹ヶ丘歩道橋耐震化工事費として4,000万円、市道15号線ほか3路線の舗装工事費として1億1,000万円の計1億5,000万円の補正増をお願いするものです。

虹ヶ丘歩道橋耐震化工事費につきましては、耐震化工事に併せて劣化している舗装の補修を計画していたところ、既存の塗装膜に鉛が含まれていることが判明したため、既存の塗装膜全てを除去して塗装を行うための費用となります。

次に、市道15号線ほか舗装工事費につきましては、今年度想定していた金額よりも多くの防災・安全交付金の配分があったため、舗装の劣化が進んでおり、打替え工事が必要な4路線の舗装工事費を実施するための費用となっております。

財源といたしましては、道路橋りょう費国庫補助金6,770万円、道路橋りょう債5,560万円

を充てることとしております。以上です。

○**保育課長（可児浩之君）** 続いて、債務負担行為の補正について御説明いたします。

資料番号2. 令和6年度可児市補正予算書の4ページを御覧ください。

公立保育園4園及び幼稚園1園の給食調理業務について、令和7年度から令和11年度までの5年間の委託契約に必要な債務負担行為をお願いするものでございます。公立保育園は3億4,000万円、公立幼稚園は6,100万円となります。

なお、学校給食センター給食調理業務との包括委託とし、公募型プロポーザルによる受託業者の選定をしていく予定としています。以上です。

○**学校給食センター所長（水野伸治君）** 同じく債務負担行為で公立小中学校給食業務になります。

学校給食センターでの給食調理業務に加えまして、学校への配送及び回収、学校における配膳、給食センター施設の維持管理、修繕等の業務を委託するため、5年間の長期継続契約に必要な債務負担行為をお願いするものでございます。

一般会計補正予算の説明につきましては以上でございます。

○**企業誘致課長（原文政君）** 議案第45号 令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、歳入についてです。

資料番号2. 可児市補正予算書の18ページを御覧ください。

財産売払収入を5億7,500万円増額補正いたします。

補正理由は、本事業内の1区画あけち3番の売払い収入が見込めることとなったためです。次に、歳出についてです。

資料番号2. 可児市補正予算書の19ページ及び資料番号3. 6月補正予算の概要の3ページを御覧ください。

予備費を5億7,500万円増額補正いたします。

補正理由は、売払い収入については、特別会計内で処理することはもちろん、前年度までに本事業の財源として起債した地方債の繰上償還や今年度の起債の取りやめに充てるのが前提ではありますが、現在、第2工区の造成工事を進めている段階であり、事業費の増減の見極めができないこと、また新たに区画の売払いの可能性もあることから、それらを考慮し、歳出において適切な時期に適正に活用するため、予備費に留保するものです。

説明は以上となります。

○**委員長（山田喜弘君）** 以上で各議案の説明は終わります。

これより、議案第44号及び議案第45号に対する質疑を行います。

質疑のある方はいませんか。

○**委員（田上元一君）** 新型コロナワクチンの助成の関係でお聞きをしたいんですけど、スケジュール感をちょっと教えていただきたいんですけど、インフルエンザワクチンの65歳以上の接種については、たしか10月1日から始まるということで、9月25日ぐらいに色が違う予診

票を送ってきてそれを医療機関に出して受けてという、そういうスケジュール感だったと思います。

それで、たしか1月の末かな。25日ぐらいまでがその期間だったと思いますけれども、今回の新型コロナワクチンの接種のスケジュール感というのはどんな感じになっていますでしょうか。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 実は、国の説明会が今週の21日に行われて、そこで初めて国からの助成のスタート等が説明されますので、それを受けて始まることになるんですけども、今現在の予定としては10月、前回の議会全員協議会で説明したとおりのままの状況で、実施期間を10月1日から予定して令和7年1月31日に終わるといような予定で今はおります。

それまでに、補正が通りましたら国の説明を受けて予診票の発送と対象者の抽出等を行っていく予定です。以上です。

○委員（田上元一君） そうしますと、インフルエンザのワクチンとほぼ同じスケジュール感になるかと思いますが、例えば予診票を一緒に送るとか別々とか、まだそこまでの詳細は決まっていないということではよろしいでしょうか。

○健康増進課長（佐橋紀康君） そのとおりでございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありませんか。

○委員（田上元一君） 債務負担行為の件でちょっと確認なんですけれども、先ほど保育課長のほうから公立の保育園と幼稚園、それから公立小・中学校はこれから契約行為に入っていくと思いますけど、それは3つ一緒なのか、公立の保育園、幼稚園と小・中学校2本という感じ、どういう契約行為にこれが入っていくんでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） 契約としては、3つ一緒ということになってまいります。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありませんか。

○委員（伊藤 壽君） 今の債務負担行為に関連してですが、これというのは当初に計上するということはできなかったわけですか。

○学校給食センター所長（水野伸治君） 今現在、プロポーザルに向けて計画を進めております。

夏休み以降、プロポーザルを予定しておりますので、スケジュール的に逆算させていただきまして今回の6月補正に計上をさせていただいた次第でございます。以上です。

○副委員長（天羽良明君） 期間のほうで10月1日から1月31日を外れた場合はどうなるでしょうか。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 接種の期間が外れ……。

○委員長（山田喜弘君） 10月1日から1月31日以外で打った場合は補助はどのようになりますか。

任意接種になりますよね、全額自己負担ということではいいですか。

- 健康増進課長（佐橋紀康君） 今のはコロナワクチンの話ですよ。
- 委員長（山田喜弘君） もう一遍、天羽副委員長から質問をさせていただきます。
- 副委員長（天羽良明君） すみません、ワクチン接種ですが、10月1日から1月31日の期間を外れた場合はどうなるでしょうか。
- 健康増進課長（佐橋紀康君） 国の説明会が今週の21日にあるんですけども、期間を外れた場合は助成をしないという予定であります。以上です。
- 委員長（山田喜弘君） ほかに。
- 委員（田上元一君） 特別会計のほうの話をさせていただきたいんですけど、先ほど、いわゆる予備費で留保していくよという話、予算の立てつけ上はそれで正解だと思うんですけど、本来であれば、例えば償還金があるわけですから、繰上償還してもいけるんじゃないかなと思うんですけど、あえて繰上償還をせずに取りあえず留保して次に備えるよという、その辺の理由、もう少し教えていただいてもよろしいでしょうか。
- 企業誘致課長（原文政君） 今御質問があったとおり、本来であれば繰上償還をするのが当たり前の話だとは思いますが、今回、まだ工事等々が残っているという段階でそれがちょっと見えないところがありましたので、このような立てつけにさせていただきました。以上です。
- 委員（高木将延君） 人事管理一般経費の普通旅費についてお伺いします。
報道では復興のほう少し遅れているというような話を聞いているんですが、今の段階で分かっている情報で構わないんですが、どれくらいの期間まで派遣が必要なのかというのは、分かっていたら教えてください。
- 人事課長（土田裕明君） 報道等では、今現状としましては、避難所については岐阜県のほうはもうしないということで聞いております。
ただ、今、その報道でもございましたが、今後は公費解体、それから浄化槽等の復旧支援というものが引き続きあるということは聞いておりますが、まだこちらについてもどこまで必要かというところまでは把握できておりません。以上です。
- 委員長（山田喜弘君） いいですか。
ほかに。
- 委員（板津博之君） 道路維持事業の一番上のところの虹ヶ丘の歩道橋耐震化工事費の説明のときに、鉛の含有によってこのような耐震化工事が必要になったということだったんですけど、この4,000万円の漠とした内訳はお分かりになりますでしょうか。
- 土木課長（松本幸太郎君） 基本的には全て塗膜の除去、完全に除去する形でやりますので、それに係る費用が大変高額になっております。以上です。
- 委員（伊藤 壽君） 今の板津委員の質問に関連してですけど、この舗装というのは、何か決められる基準というのがありますか。
- 土木課長（松本幸太郎君） 塗装の基準、鉛については国のほう、すみません。鉛を含んだ塗膜の除去をしたものについては、廃掃法の特別管理産業廃棄物に該当しますので、それに

伴った処理をするために全て除去するというような形です。

○委員（伊藤 壽君） すみません。「塗装」じゃなくて「舗装」と言ったつもりなんですけど、舗装のこの4路線でしたかね、選定されたその基準というのはありますか。

○土木課長（松本幸太郎君） 申し訳ございませんでした。

舗装のほうは、市内の状態の悪い道路を対象に、路面性状調査というものを実施しております、その判定が数値化されますので、それで状態の悪いところから順にやっていくような形です。ただ、時期的に急に悪くなるような状況もありますので、それだけではなく、そのほかの条件も加味して、やる場所を選定しております。以上です。

○副委員長（天羽良明君） 同じ道路維持事業ですが、市道50号線のものが出ていますが、これは当初予算でも市道50号線は上がっていたと思うんですが、別の場所なのか、面積が増えるのか。

○土木課長（松本幸太郎君） 当初予算のほうでも上げさせていただいております、今回補正で上げさせていただいているのは国道41号線に近い部分で、別の場所になります。こちらのほうも急に舗装の状態が悪くなりましたので、補正に合わせて一緒に修繕のほうをやりたいと思っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに。

○委員（伊藤 壽君） すみません、前に戻りますが、可児御嵩インターチェンジの工業団地の予備費の件ですが、先ほど言われたのは、説明があったのはまだ今後工事が増える可能性があるということと、それから起債の繰上償還、2点を言われましたけど、ただ5億7,500万円予備費に予算計上してありますけれども、今後工事費が増額して、予備費充用だけでこれはもう工事費の増額は進んでいくわけですか。例えばあまり大きいと工事請負契約の変更というのは議会に提示される可能性はありますが、その予算との取扱いはどうなるんですかね。

○企業誘致課長（原 文政君） 今の御質問なんですけれども、基本的には売払収入の中で動きたいなどは思っております。予備費で一応やらせていただきたいなどは思っております。以上です。

○委員（伊藤 壽君） そうすると、大きな工事変更が出た場合、議会に対して予算的には提示されないということで進んでいくわけになりますか。

○企業誘致課長（原 文政君） 当然変更になりますので、議会に対して変更の契約の説明はさせていただきます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

委員長から、1つだけ。

今の5億7,500万円をどのくらいの利率で借りているかは知らないのですが、1%で借りているとなると、年間に575万円余分に出ていくということがあると思いますけれども、それで、都市銀行なんかのスーパー定期とかとなると今は1年物で0.025%で、年間14万3,500円しか稼げないという話なので、まずどこへ預けるといことはありますか。どう

やって運用していくんですか、入ってきた5億7,500万円。

○**財政課長（西垣義博君）** 基金につきましては、ほかの基金と合わせて一括で管理しております、運用を分けて行っておるという形になります。以上です。

○**委員長（山田喜弘君）** すると、その受取利息と支払利息の差額についてはどう考えていますか。

○**市政企画部長（渡辺勝彦君）** 今、財政課長がお話しさせていただいたのは運用の仕組みとどうか、特別会計も含めて一般会計と合わせて歳入歳出のいわゆる現金預金に関しては会計課で管理をします、各会計ごとではやっていないという話はさせていただきました。

今の話題になっている繰上償還の話ですが、今、委員長のほうから借りるときの利息とそれから預けているときの利息の差はどうなんだという話があったと思いますけど、それについては当然考えていくべき話ではあるんですけども、今回、例えば返す場合でも、昔と違って繰上償還をする際にも手数料がかかりますので、繰上償還するタイミングとか金額とか、その辺の額によって一番最適なタイミングで繰上償還をしたほうがいだろうというようなことも担当課では考えているということで御理解いただければと思います。以上です。

○**委員長（山田喜弘君）** 最後にですけれど、契約変更の手数料ってそんなに多額になりますか、印紙代とかいろんな、どうなんですか、どの程度想定されているんですかね。

○**経済交流部長（小池祐功君）** 繰上償還をするときに各銀行、金融機関のほうで手数料額は決まってくるわけなんですけど、はっきり言うと繰上償還をする場合の手数料は1件1万円前後というようなところでございます。

○**委員長（山田喜弘君）** そうすると、収支を考えると早く返したほうが良いということもあると思いますけど、どうですかね。

○**経済交流部長（小池祐功君）** 基本的に、今回分譲区画を売払いした収入というのは基本的には経営戦略の収支計画に基づいて償還というのがもう大前提で、それが多分8割、9割とどうかほとんど償還に回すというようなところでございますけれど、先ほど企業誘致課の課長のほうから話がありましたように、現時点で第2工区の工事が進んで、今年度末まで工事がかかるというところのその工事費の増減及び、さらに第2工区をこの夏から分譲を開始するというようなところも含めると、歳出の部分を償還という項目だけで制限するよりは予備費というところで留保させていただきたいというところが本音でございます。

○**委員長（山田喜弘君）** ちょっと委員長からはこれ以上は言いませんので、あと、ほかに質疑はありますか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、以上で議案第44号及び議案第45号に対する質疑は終了します。

特に自由討議は、御要望はありますか。

○**委員（高木将延君）** 今の予備費の件でちょっと自由討議を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（山田喜弘君） 賛同される方、ありますか。

〔「はい」の声あり〕

伊藤壽委員は。

○委員（伊藤 壽君） 賛同します。

○委員長（山田喜弘君） 賛同ということで、自由討議を行いたいと思います。

御発言ありますか。

○委員（高木将延君） 今委員長のほうからも質問をさせていただいて、その後の御答弁いただいた中で予備費というものが適切かどうかというのが私はちょっと疑問なんです、皆さん、どのようにお考えなのかなというふうに思いますが。

○委員長（山田喜弘君） 委員の皆さん、発言はありますか。

○委員（伊藤 壽君） 先ほど質問しましたように、やはりどこにどれだけ充てるかという用途が明確でなくなる。そこはちょっといかなものかというふうに思います。工事費が増額する可能性があるという理由と、それから繰上償還についてはタイミングを見計らってという話でありましたので、ただ、5億7,500万円の歳入があるにもかかわらず、そこら辺が明確になっていなくて、どういうふうにも充用できる予備費に組まれたというのは、そこはちょっと疑問に感ずるところです。そういう辺りが。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに御発言はありますか。

いいですか、御発言があれば挙手をして発言してください。

終わっていいですか。

〔「いいです」の声あり〕

では、意見もないようですので、これにて自由討議を終了します。

これより、議案第44号及び議案第45号に対する討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、議案第44号及び議案第45号に対する討論を終了します。

それでは、これより採決を行います。

初めに、議案第44号 令和6年度可児市一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について採決をいたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第45号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

ここで暫時休憩とします。

執行部の方は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時42分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

2. 協議事項、次期委員会への引継ぎ事項についてを議題とします。

委員会資料データ4ページを御覧ください。

引継ぎ事項につきましては、委員長・副委員長で取りまとめを行い、議会運営委員会に報告を行います。

では、私のほうから説明をさせていただきます。

改選後の予算決算委員会に対して引き継ぐべき課題について、私から1点目、前年度決算審査時に行った提言について、新年度予算への反映状況を予算決算審査サイクルに沿って慎重に審査するとともに、進捗状況等についても継続的に注視していくこと。

2つ目として、予算審査、決算審査に当たっては、令和5年度と同様、重点事業及び増減の大きい事業等について詳細説明を求める現在の方法を継続すること。

3つ目として、関係資料の精読、執行部への確認などにより、見識を深め、提言等に結びつく内容であるかを各委員において十分に精査した上で事前質疑を行うとともに、議員間で活発な討議を行うなど、深い内容の審査を行えるようにすること。

4つ目として、議案書全般の将来的なデジタル化を考慮して、デジタル予算書・決算書について調査・研究していくこと。この4つでございます。

この内容について御意見がありましたらお願いいたします。

○委員（田上元一君） 2番の予算決算の審査の重点事業の云々というところですけども、従前は、以前は全ての事業を説明してということで、大変時間もかかって皆さんにも御負担をかけたというところですが、逆に今、重点事業のみでということになると、誰が重点事業をセレクトしてみたいなところで、結構恣意的になっているんじゃないかなというのは、今回の決算と予算で私はそのように感じたところなんです。なので、これを続けていくのであ

れば、その重点事業の選択というか、そちら辺りをどうしていくのかというのを、それはこちら側の仕事なのか、執行部側の仕事なのかちょっとそれは分かりませんが、その辺りもう少し深掘りしていっていきべきではないかなというのが、これは個人的な意見です。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ありがとうございます。

重点事業については、市政経営計画に基づいてということもありますけれども、それ以外の事業についてと、また本当に皆さんの意見の中でこれが重点事業なのかという御意見がありましたら、決算、予算のときに事前に委員長に言っていただいて、執行部と協議していきたいというふうに思います。

また、新人議員にとってみれば、全ての事業についてももう少し知りたいということになれば、4年に1回ぐらいはもう少し広げてもいいのかなというふうには個人的には考えています。田上委員の意見も参考にしながら予算決算審査をしっかりとやっていきたいというふうに思いますので、ぜひとも予算決算委員会の前に御意見があれば、委員長のほうへ御相談いただければというふうに思います。ただ、文言としてはこれでよろしいでしょうか。

そのほかに御意見ありましたら。

〔挙手する者なし〕

それでは、今回いただいた意見を含め、委員長・副委員長で取りまとめを行い、議会運営委員会に引継事項として報告を行いたいと思います。また、その際の表現等については、正・副委員長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

この件に関してはこれで終了します。

次に、3. 報告事項、定期監査・出納検査についてを議題とします。

諸報告で配布した冊子、令和6年度定期監査結果報告書を御用意ください。

この件について監査委員の説明を求めます。

○監査委員（川上文浩君） 監査委員と監査委員事務局におきましては、例月出納検査と企業会計、それから定期監査を行っております。

従来ですと、年に一度、定期監査項目の報告について、年に一度、2月、3月に上げていたわけですがけれども、今回はまた市長との面談がありまして、監査委員が指摘する要望事項ですけれど、要望事項が市長や部長の耳に入っていないということが分かりましたので、これだったら監査しても意味がないなということになりまして、今後は細かく要望したことについて、定例会ごとに議会に報告しようと。例月出納検査と一緒に上げることによって、これ市長、副市長、各部長にも目に留まるというか、情報が入りますので、それをもって要望事項をしっかりと後で説明させていただきますが、ずうっと要望していることもありますので、この要望が改善されなかった場合には、指摘事項に上げて、正式に監査委員として指摘事項として市長に回答を求めるということにしていこうという方針になりましたので、今後この

ことをしっかりと進めていきたいということで、今日は定期監査についての説明をさせていただきます。

1枚目を見ていただきましたように、着眼点、実施内容についてありますが、対象は7つの課ということで行っております。

結果について、第5の結果から説明させていただきます。

各部署の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行については、おおむね適正に実施されているものと認められた。

なお、会計課に対しては、Kマネーの保管方法が不適切である旨指摘したが、その他の部署においては、事務書類の処理状況、現金の取扱い状況、備品管理状況、関係団体の事務上の管理状況の確認において、おおむね適正に処理されたものと認められたと。今後の事務に当たっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適正な遂行に努められたいということで、ここにありますが、Kマネーについては後ほど出てきますが、これは本来、地域協働課で本来保管すべきものであるんですが、保管場所がないということで、会計課の金庫の外に置いてあって、約5,000万円分のKマネーが無造作に置いてあると、使いかけのものはそのまま金庫に入れずに置いてあるというような状況が現場を確認、Kマネーの管理がどうもおかしいなということで、代表監査委員と下にチェックに行きましょと、その中ですぐに現場チェックに行きまして、これ現金と同じなんですけれども、ずさんな管理というのを目の当たりにしましたので、今は地域協働課に金庫を買って、そこで会計課も迷惑な話だというような状況がありましたので、地域協働課でしっかり管理するよということ、現金と同じですので、現金の取扱いをしっかりとしてほしいということで指摘、要望をさせていただいております。

第6の要望事項に入ります。

これも先ほど言いましたけれども、私は3年目になりますが、3年間同じことをずうっと言い続けている内容もあって改善されませんので、今後は代表監査委員と協議いたしまして、指摘事項に正式に上げていくということになってきますので、御承知おきください。

議会とはこの部分に関しては共有したいということで、これは代表監査委員と私と、それと事務局で監査する部分もあるものですから、協議して要望事項として出させていただきます。

1番、職員のスキルアップを図るため、積極的に職員研修を受講できる環境を整備されたい。また、各種資格を有する職員を採用することが困難である場合には、既存の職員に資格を取得させる等、有資格者の確保に向けた取組を検討されたいということで、人事課に要望しております。

2番目、被災地への職員応援派遣については、人事課と各課で調整し、積極的に派遣するよう配慮されたい。なお、副次的効果として、職員応援派遣により適切な災害対応のノウハウの蓄積につながると考えられるということで、人事課に要望しております。

3番目、住宅新築リフォーム助成金は、取り扱う金額、件数も多く、Kマネーについて管

理の安全性や交付時のミスを防止する観点から、Kマネーの電子化等、他の交付手段も検討されたいと、産業振興課です。

これは特に、補助金についてKマネーを無理やり入れているという状況があるので、これについては、もうKマネーの取扱い等を根本的に考えてほしいと。やはり現金支給をしていたらいいというような監査としての意見ですね。とにかく1,000円でお釣りが出ないものですから、換金をしちゃうという風習がありますので、そういったことはやはり問題だろうというふうに思っております。

4番目、若い世代と地元企業をマッチングさせる機会を与える可児の企業魅力発見フェアなどのイベントは大変よい取組であるため、より一層若い世代に向けた事業の充実に取り組みたい。産業振興課です。

5番目、観光関係諸団体調整事務として観光協会の支援を行っているが、観光課事務室に協会職員が常駐している現状は、個人情報など守秘義務上問題となる可能性がある。団体の自主・自立に向けた応援を続けながらも、適切な市職員の関わり方について考えられたいということで、観光課に要望しております。

6番目、学校開放施設での事故や備品の管理に対する考え方が教育委員会、文化スポーツ課、各学校で認識が異なっていると感じる。3者で学校外の利用者による事故等の責任の所在や備品の管理方法等について共通認識を図るとともに、対応策について検討されたい。これは、学校開放プラス部活動の地域移行というのもありまして、ここで瑕疵ですね、施設の管理責任の瑕疵が物すごく曖昧になっておりますので、これをしっかりとしてほしいということで今要望しております。

7番目、除草業務など同様の業務について、各課において随意契約を締結している。それぞれの事情があることは理解しているが、競争入札ではなく随意契約である以上、単価の根拠や基準等について他課と情報共有を行うなど、合理的な説明ができるようにしておかれたいという環境課でございます。

8番目、Kマネーは現金同様に十分な管理が必要である。残数だけではなく、定期的に全数を確認するなど、保管方法を改善されたいということで、会計課になってはいますが、間もなく地域協働課のほうに移る予定になってはいます。

9番目、これは公立ですね。公立保育園の備品管理が不十分である。はさみなど危険な備品は、園児の手の届く場所に置かないよう担当課として指導されたいと保育課に要望しております。

10番目、空き家対策については、真に必要な取組であるかどうかを検証し、効果的な取組とするよう監査意見を述べたところ、担当課において検討の結果、見直しをされたことは評価している。今後も様々な空き家対策について、その必要性について検討されたい。施設住宅課でございます。

11番目、行政財産を不法占用している事案を発見した場合など、職員が見聞きした気づきを集約し、職員間で情報共有できるシステムを構築するよう全庁的に検討されたい。管理用

地課でございます。

12番目、時間外勤務に職員の偏りが見られる。根本的な解決策として人員配置について検討されたい。人事課。短期的な対応策としては、他部署の協力など柔軟に職員の負担軽減につながるよう改善されたいということで共通で指摘しております。

13番目、契約はあくまで入札が基本である。一つの業務を分割することにより安易な随意契約とするのではなく、入札すべき事案については入札とするよう徹底されたいということで、これは共通の部分になっておりますが、結構入札にならずに随契というものが合特法はちょっと外しますが、随契が結構散見ではなくて結構多いものですから、これは市長にもしつかりと随意契約についての、もう少ししっかりと入札にできないものなのかどうかということ監査としては指摘させていただいて、これはずうっと指摘しておりますけど、以上です。

○委員長（山田喜弘君） それは今の説明について何か質疑される方ありますか。

〔挙手する者なし〕

委員長のほうから、監査委員からの御要望でありました、まず1つ目の職員に資格を取得させるということについて、何か具体的にこの資格を持つべきだということの御要望等はあるんでしょうか。

○監査委員（川上文浩君） これはあくまでも監査ですので、とにかく今、職員が辞めるとか、あとは各ハラスメントによって心的、そういったものを受けて休暇中という方も見えますし、そういった意味では非常に資格を持った人がなかなか大変ですし、現場を持っている人が物すごくそういった前面に立つものですから、極力そういう資格者を採るとということが町村や一般市において非常に難しい状況で、大体、職員を辞められる方は、大きい政令市へ行ったりとか、県の職員になったりというのは非常に多いです。ですから、そういったことも含めて、有資格者の採用が非常に厳しいということであれば、そういった希望者を募って、具体的に、例えば実際に取られた方もいますけれども、社会福祉士を取ってそっちへ替わりたいという職員もちらっと話は聞いたこともありますし、そういったことをもっともっと積極的に、強制じゃなくて希望があったならいろんな形で補助をして資格を取るようなふうにしていかないと、多分ずうっとこの有資格者の職員採用というのはさらに厳しい方向に行っていますので、ということで仕組みをつくってほしいということを監査委員としてはお願いしております。

これはまさに代表監査委員と共に早急にやるべきだろうということで要望はしています。具体策はそっちで考えてくれと、監査は大体そういうことになりますので、そっちで考えなさいということになります。

○委員長（山田喜弘君） もう少しあります。今のKマネーの管理方法についてですけれども、当然企業なんかは、月次決算をやるときに帳簿と実施棚卸しとかとやって、またそれを複数で確認するということになるんですけども、どんな手法を要望されているんでしょうか。

○監査委員（川上文浩君） これたまたまというか、今、Kマネーの管理どうなっていますかという監査で私、指摘したところ、会計課で預かっていますという、預かっているという形です。本来は地域協働課で管理しなくちゃいけないものなんですけれども、金庫等を置く場所がないということで預かっているということなので、じゃあということで現場を確認しに行ったところ、そのずさんな管理というか、本当にずさんな管理でしたので、プレミアムの場合は単位も大きいですし、何億円という金になるものですから、ALSOKをつけたり、岐阜の金庫に入れていたりということで、こちらへ運んでくるときも相当な警備費を払ってやっています。そういう意味ではちょっとずさんだったので、大きい金庫、入るだけ大きい金庫を地域協働課で買って、それをしっかり管理していくというような形を取るということで。さすがにちょっと5,000万円分ぐらいが物すごくずさんな管理をされていたので、そこはやっぱり責任の部分は本来会計課でやることでないけど、させられているというような認識もあったものですから、監査してよかったなと思いますけれども、しっかりやってほしいということと、やはり4月になると大きい金額が印刷屋からどんと来ますので、そういうところはやっぱり危ないです。管理してほしいということと、常日頃、何枚、まずは連絡所で配るものですから、残数を定期的に確認しないと駄目ですよ。これは現金の出納検査と一緒にするので、それをしっかりとやって報告するようにということで監査は指摘して、Kマネーの管理についても、これから地域協働課のほうで指摘をしてほしいというようなこととお話しています。以上です。

○委員長（山田喜弘君） あともう一点、11番目ですけれども、これ事実があるかどうか、ちょっと分からんのですけれども、行政財産を不法占有している事案というものは何かあるんでしょうか。11番目です。

○監査委員（川上文浩君） これは多々ありまして、公有財産のところに許可なく物が置いてあったり、例えば公有財産のところにちょっとはみ出て物が建っていたりということが多々ありまして、それをどう見極めるかですけれども、やはり職員が意識して、日頃まちを歩いたり車に乗っているときに、見つけたときに適正にしないと、大変トラブルの元になるものですから、そういったところは多々あります。

地籍調査とかそういうのができないものですから、公有財産のあれも。やはりそういった仕組みを職員の中で共有するみたいなのが要るだろうという。市民から通報というのは、なかなかちょっとないものですから、そういう仕組みを取ってほしいということで要望しております。

○委員長（山田喜弘君） ほかに御意見ありますか。

○委員（酒井正司君） 10番の空き家対策のところ、指摘事項が善処されたという中身をちょっと教えてください。

○監査委員（川上文浩君） 前に監査意見ということで、やはり今ある仕組み自体が効果がないので、やはり件数が非常に少ないです。空き家管理して不動産屋であれして、空き家対策をやっている部分でいうと、成約だと数がすみません、忘れましたが2軒かしかないんです

ね、数年で。やはりもっと効果的なものにしていくべきなんじゃないかということをご提案したと。具体的にどうこうしようということは言っていません。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

改めて最後、この要望事項につきましての回答は、どんなスケジュールで回答が得られるのでしょうか。

○監査委員（川上文浩君） 正式に回答をどうしたかというのは求めていますので、監査委員事務局に入った時点で全体を取りまとめて、それについてのどう対応していくかということは公表していくと。対応されなかったら、今度、指摘事項に上げていく。改善されない、対応されないのは指摘事項に上げていくと、正式に監査からの指摘事項と上がりますので、そこで正式に市長からのどのように対応するかということが出てくるというふうに思っております。

○委員長（山田喜弘君） 取りまとめ、その都度じゃなくて、議会へのまた川上監査委員からのほうの報告というのはその都度ということですが、定例会ごとですか。

○監査委員（川上文浩君） 監査委員と監査委員事務局で、定例会ごとにこの要望事項を議会と共有していくと。

例えば先ほどあった5番の観光関係の事務については、これはもう3年間ずうっと言い続けていますので、やはり協会職員がああいった場所というか、庁舎の職員と同じ机を並べて一般市民ですよ、基本的に。一般市民が仕事をしているけどこれは大丈夫なんですかということ、もう3年間ずうっと言い続けて改善されませんので、そろそろ指摘事項に上げる時かなというふうには思っています。

下にある1階では、漁協ともう一個何だっけな、兼任されている、この人は正式な任期付職員、半分任期付職員で働いているので、それは問題ないでしょうと。任期付職員でもない、ただ一般の方がその庁舎内の事務機のところで持って、情報を共有してやっていくことは非常に危険があるんじゃないですかということはずうっと指摘させて、そういったことになります。そういったことを毎定例会ごとに皆さんに報告していくということになります。

○委員長（山田喜弘君） そうすると要望事項、また改善された点を定例会ごとに御報告いただけるということでしょうか。はい。

○委員（伊藤健二君） 川上監査委員にちょっとお尋ねですが、先ほど委員長からも出ました行政財産の不法占拠というべきかどうかはあれなんです、具体的に言うと、赤道、平成14年以降は可児市のいわゆる市の所有財産になっているんですが、道幅が狭いだとか、いろいろな諸条件が重なって、今細切れになった、昔は道だったけど、路地だったけど、今や誰が使っているか分からないような土地となっている現状も多々あるかと聞いていますが、それも含まれた話ということでしょうか。

○監査委員（川上文浩君） そういったことも含めて、全部は多分無理なんです。物すごいあるので。ですけども、やはり許可するんであれば、きちっとその許可を出して使ってもらう、

その相手に。例えば自治会が通るとか、あるいは通るのであれば、そうしておかないと、じゃあこれで何かあったときに、この道路で誰かが何かありましたと、穴が開いていて転んでけがをしたときの損害賠償はじゃあ、どこに行くんですかとなったときに、必ず市に来ますので、もしそこを使いたい、占有したいということであれば占有許可を必ず出してもらって、それを管理してほしいということで、瑕疵の実態をしっかりとつくる。学校内も地区センターでもそうなんですけれども、契約なしに勝手に置いてある倉庫とか、いろいろな物品に関しては必ず契約、許可を持って、置くなどと言いませんので、置いてもいいけれども、許可を取ってくださいということで、きちっとそれを整理するよということ、管財検査課含めて施設管理とか、そういった管理用地課には徹底してほしいということをお願いしてあります。

○委員（板津博之君） ちょっと後学のために教えていただきたいんですけど、先ほど監査委員からの要望事項、例えば観光課の部分については、もう5年ぐらいずっと言い続けてきたと、何度言っても聞かないからということで、指摘事項に上げられると言いましたけど、指摘事項になると重みが変わってくるということなんですかね。

○監査委員（川上文浩君） これは地方自治法で法律で認められるというか、監査委員の権利というか仕事として、正式に指摘事項に上がった場合には、市長が必ずどう対応したかというのを公表しなくちゃいけませんので、残念ながら今までほとんどないです、可児市は。結構ほかのところはあるんですけれども、これからはそういった部分に関しては、地方自治法の第199条ののっとなって指摘事項に上げて、それに対する市長からの回答を得ると。だから、改善しなくちゃ、監査委員から指摘事項に上げられたら改善しなくちゃいけませんので、そのところを使わざるを得ないですよということにはなってくると思います。

○委員（板津博之君） もし指摘事項に上がった場合、もちろん回答なり対応というのは、市長が何かしらしましたということは、この議会としては何かしら知ることにはできるんですか。

○監査委員（川上文浩君） そうなれば、監査委員のほうから指摘事項に上がった場合には、常に公表されますので、市民にも全部公表されますので、監査請求の対応とはちょっと違いますが、全て公表状態になります。すぐに情報は入ると思います。

○委員長（山田喜弘君） ほかよろしいでしょうか。
いいですかね。

〔挙手する者なし〕

発言はないようですので、この件について終了いたします。

○監査委員（川上文浩君） すみません、ただこれ違法じゃないと指摘事項には上げませんので、要望的な改善だけですと。そこだけ間違えないように。

○委員長（山田喜弘君） よろしいでしょうか。
〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件について終了します。

4. その他はこちらからの案件はございませんが、委員の皆様から何かございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で本日の会議日程は全て終了しました。これにて予算決算委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前10時08分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月18日

可児市予算決算委員会委員長